

議案第 1 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次  
のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例

(日出町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 日出町職員の給与に関する条例(昭和 3 2 年日出町条例第 1 0 号)の  
一部を次のように改正する。

第 2 2 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 2 2 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3  
項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 2 条 日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和 4 2  
年日出町条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例の一部改正)

第 3 条 日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例(平成 1 9 年日出

町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第25条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(日出町水道水源保護条例の一部改正)

第4条 日出町水道水源保護条例(平成25年日出町条例第40号)の一部を次のように改正する。

第21条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(日出町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 日出町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年日出町条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の

条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

#### 理 由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理したいので提出する。